

一般社団法人 日本産科婦人科遺伝診療学会

細 則

第1章 機関誌

第1条 本会は定款第4条の機関誌として、日本産科婦人科遺伝診療学会雑誌を年1回以上刊行する。

第2条 機関誌は会員に無料で頒布する。

第3条 会員以外でも下記の購読料を一括前納した場合は機関誌の頒布を受けることができる。購読料（年額）11,000円

第4条 機関誌への投稿規定及び掲載料については別に定める。

第2章 会 員

第5条 本会に入会を希望する正会員、準会員、学生会員及び賛助会員は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、その年度分会費を添え法人の主たる事務所に提出する。

2 再入会を希望する場合も入会申込書に必要事項を記入し、その年度分会費を添え法人の主たる事務所に提出する。会費を滞納したことで会員資格を喪失した者が再入会する場合は、会員資格喪失前の未納分も併せて納入し、理事会の審査を受けることとする。

第6条 会員は次の義務を負う。

1. 本会の目的達成のため協力すること
2. 所定の会費を納入すること（ただし名誉会員を除く）

第7条 会員は次の権利を有する。

1. 社員総会に出席して意見を述べること

2. 学術講演会に参加し、演題を提出すること
3. 機関誌に学術論文を投稿すること
4. 機関誌の無料頒布を受けること

第8条 この法人の会費は、社員総会において別に定めるところによる。

第9条 定款第10条の規定により会員を除名する際は、理事長は理事会に諮り、社員総会の承認を得なければならない。

第10条 入会・退会の許可及び除名は、直接本人に通知する。

第11条 名誉会員の候補者は理事が理事長に推薦し、理事長は理事会の承認を得た後、社員総会の議決を求めるものとする。

第12条 名誉会員の推薦を受けるものは年齢65歳以上の正会員で、次の条件の2つ以上を満たすことを要する。

1. 本会の発展に著しく寄与したもの
2. 本会の学術講演会において顕著な業績を発表したもの
3. 本会の代議員・理事・監事に通算10年以上就任したもの
4. 本会の学術講演会会長に就任したもの

第13条 本会会員以外（外国人を含む）でも、本会の発展に著しく寄与したもの又は関連せる学術分野で顕著な業績を有するものについては、細則第12条の規定により名誉会員に推薦することができる。

第14条 名誉会員は理事会（常務理事会を含む）及び社員総会に出席し意見を述べることができる。

第15条 満65歳以上でかつ代議員のものを功労会員に推薦することができる。功労会員は、理事が理事長に推薦し、理事会及び社員総会の議を経て理事長がその称号を与える。

第3章 役員及び代議員

第16条 理事及び監事の改選は2年毎に毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催される定時社員総会において行う。

第17条 役員及び代議員の選考については、定款及び別途定める規程による。

第18条 理事長は定款第23条により理事会において選定されるが、その任期は通算2期を超えることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長を選定する理事会に出席した理事の4分の3以上の同意をもって、2期を超えて選定することを妨げない。

第4章 顧問

第19条 顧問は、理事が指名し、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。

- 2 顧問に事故がある時、または増員の必要がある時は、理事長は理事会の決議を経て、補充または増員することができる。

第5章 常務理事及び常務理事会

第20条 常務理事は日常の会務を分担執行する。

第21条 理事長、副理事長及び常務理事は常務理事会を組織し、理事会の議決による委嘱の範囲で、法令又は定款に定める事項を除く業務を代行することができる。

第22条 常務理事会は年1回開催するほか、理事長が必要と認めたときに開催し、議長は理事長とする。

第23条 常務理事会は構成員の3分の2以上の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし当該議事につきあらかじめ書面をもって意思を表示したものは出席者とみなす。

第24条 常務理事会の議決は別段の定めがある場合を除き出席者の過半数をもって行う。

第5章 幹事・学術講演会幹事及び幹事会

第25条 会務の円滑なる運営を図るため本会に幹事若干名を置く。幹事は互選により幹事長1名及び副幹事長1名を選出する。

第26条 幹事は理事会の議を経て理事長が委嘱する。

第27条 幹事は会務を分担し、各会務分担の常務理事を補佐して日常の業務を行う。

第28条 社員総会並びに学術講演会運営のため本会に学術講演会幹事若干名を置くことができる。学術講演会幹事は学術講演会会長の推薦により理事会の議を経て理事長が委嘱する。

第29条 幹事及び学術講演会幹事は幹事会を組織して理事長の諮問に応じ、また会の運営に関して協議立案することができる。

第30条 幹事会は必要に応じて幹事長が招集し司会する。

第31条 幹事及び学術講演会幹事は必要に応じて、理事会（常務理事会を含む）に出席することができる。

第32条 幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。任期満了後も後任者決定まではその職務を行なわなければならない。

第33条 学術講演会幹事の任期は学術講演会会長の任期に準ずる。

第6章 部・委員会

第34条 定款第3条の目的の達成及び定款第4条の事業を執行するために、理事会の議決を経て理事が会務を分担するために部・委員会を設置することができる。

第35条 部・委員会の運営等に関する事項は、別途定める規程による。

第7章 理事会・社員総会

第36条 社員総会は原則として学術講演会開催時及び事業年度終了後3ヶ月以内に、定款第31条の理事会は通常理事会として事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、理事長が招集する。必要に応じて臨時理事会も開催する。

第8章 雑 則

第37条 本細則の変更は、理事会の議決を経て行なう。

附 則

本細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第22条に定める本会の設立登記の日から施行する。

平成27年10月1日施行
平成29年12月16日改訂
令和元年11月25日改訂
令和4年5月16日改訂